

燕市男女共同参画基本計画

第4次 燕市男女共同参画推進プラン

～一人ひとりが輝くまち、燕市をめざして～

令和6年度～令和13年度
(2024) (2031)

素案



令和5年12月版

新潟県燕市 



目次

第1章 計画の基本的な考え方	4
1 計画策定の趣旨	4
2 計画の性格と位置づけ	5
3 計画の期間	6
4 燕市の状況	7
5 第3次燕市男女共同参画推進プランの進捗状況	10
6 男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査の結果概要	12
7 計画の基本方針と体系	15
第2章 計画の内容	18
基本方針1 男女共同参画の意識づくり	18
基本方針2 男女共同参画の社会づくり	22
基本方針3 男女がともに働きやすい環境づくり	26
基本方針4 男女がともに安全・安心に暮らせるまちづくり	30
基本方針に係る指標項目一覧	36
第3章 計画の推進	37
計画の総合的な推進	37
男女共同参画の推進体制	38
参考資料	39

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本市では、平成19(2007)年3月に「燕市男女共同参画推進プラン(以下「プラン」という。)」を策定して以降、平成24(2012)年に第2次プラン、平成29(2017)年に第3次プランを策定し、性別にかかわらず、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮して、あらゆる分野で男女がともに責任を分かち合い、そして支え合う男女共同参画社会の実現に向けて、さまざまな事業を実施してきました。

また、平成26(2014)年12月には「燕市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の基本的な理念と責務を明らかにして、市民・事業者との協働により総合的に施策に取り組んできました。

これまでの取組により、市民・事業者へのワーク・ライフ・バランス^{※1}に関する意識の浸透など、一定の成果があった一方、固定的な性別役割分担意識^{※2}が依然として根強く存在することや、多様な分野における意思決定過程への女性の参画は男性と比べていまだ低い状況にあることなど、取り組むべき課題が多く残されています。

さらに、新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」という。)の影響により、雇用形態の不安定さや家庭内での負担の偏りなど女性を巡る諸問題が顕在化し、男女共同参画推進の視点に立った支援や施策の重要性はますます高まっています。

本計画は、こうした社会情勢の変化や国の「第5次男女共同参画基本計画」の施策の動向などを踏まえ、これまでの取組を継承しつつ発展させる計画として、「燕市男女共同参画推進条例」に基づき、「第4次燕市男女共同参画推進プラン」を策定するものです。



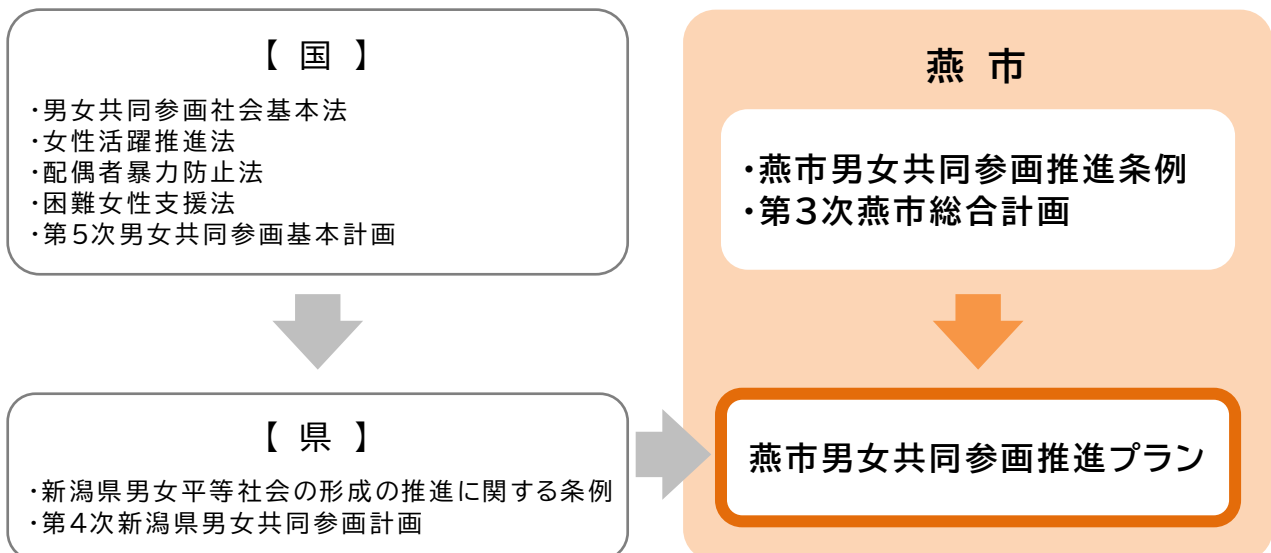
※1 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和):誰もが、仕事と家庭生活、地域活動、自己啓発といった仕事以外の生活を自分が望むバランスで実現できるようにすること。一人ひとりが、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会の実現につながる。

※2 固定的な性別役割分担意識:男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

2 計画の性格と位置づけ

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として、また、「燕市男女共同参画推進条例」第9条第1項に基づく「男女共同参画基本計画」として位置づけられるものです。
- (2) 本市の最上位計画である「第3次燕市総合計画」の分野別計画であり、関連する他の分野別計画との整合性を図りながら推進します。
- (3) 計画の一部を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」に基づく「燕市女性活躍推進計画」と位置づけ一体とします。
- (4) 計画の一部を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）」に基づく「燕市配偶者暴力防止基本計画」と位置づけ一体とします。
- (5) 計画の一部を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「困難女性支援法」という。）」に基づく「燕市困難女性支援基本計画」と位置づけ一体とします。
- (6) 第3次プランの7年間（平成29（2017）年度～令和5（2023）年度）の推進状況を検証するとともに、令和3（2021）年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査の結果や、社会情勢、その他関連計画を踏まえて策定しています。
- (7) 計画の基本方針の推進状況や達成状況を確認するために、具体的な数値目標を設定しています。

※位置づけ図



※SDGsの実現に向けた取組の推進について

SDGsは国連サミットで採択された持続可能な開発目標であり、「誰一人、取り残さない」をスローガンに17のゴールで構成されています。

本計画においても、SDGsが目指す持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向け、ゴール5「ジェンダー※3平等を実現しよう」を中心に各項目を意識しながらさまざまな施策を推進します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



ゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」では、ジェンダー平等の達成とすべての女性・女児のエンパワーメント※4が掲げられており、17のゴールすべての進展において、極めて重要な貢献をするものとされています。

3 計画の期間

令和6(2024)年度から令和13(2031)年度までの8年間とします。

なお、社会情勢や市政を取り巻く状況が変化した場合は、計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

※3 ジェンダー:「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別をいう。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

※4 エンパワーメント:自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。

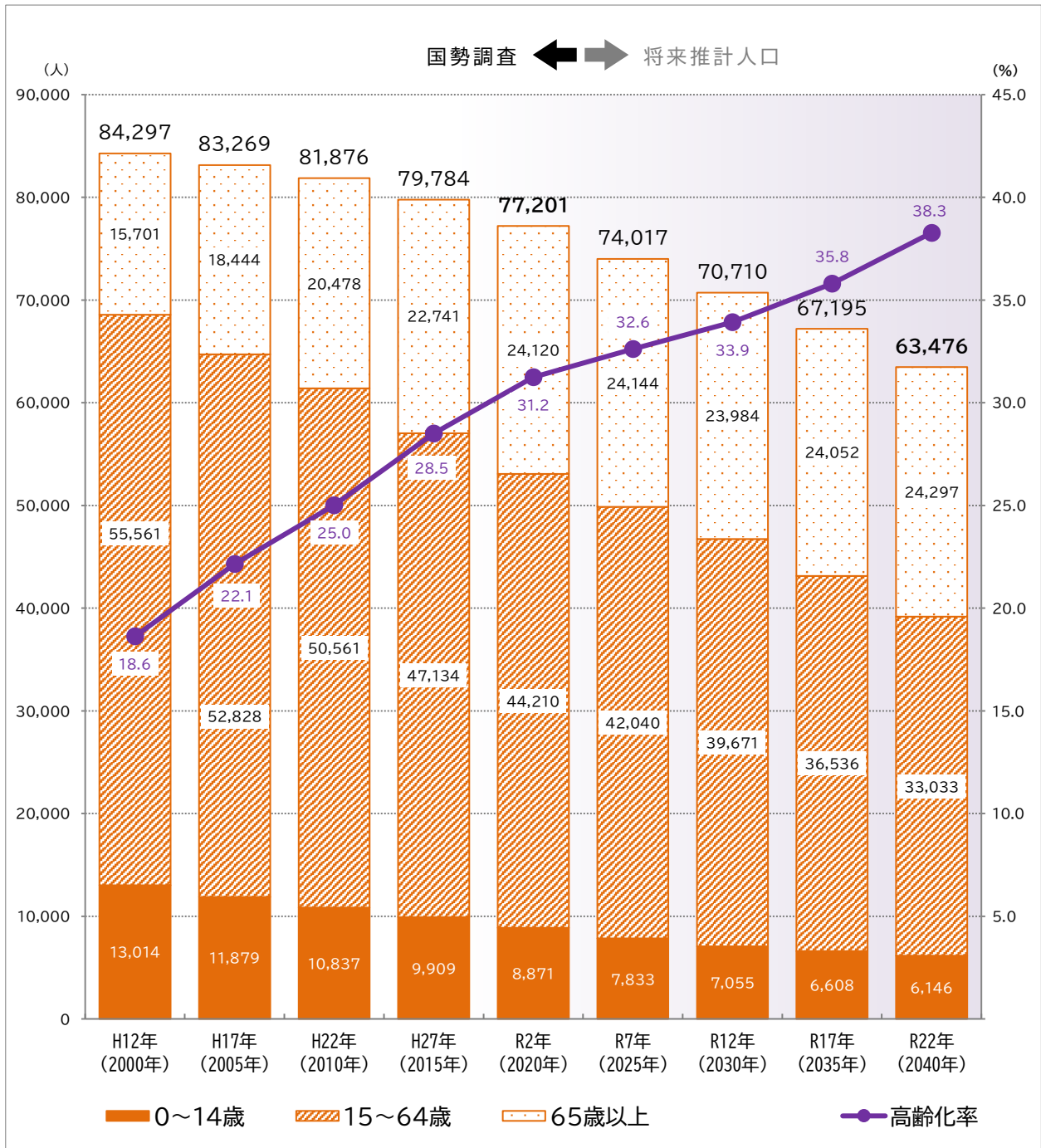
4 燕市の状況

(1) 急速な人口減少と少子高齢化の進行

本市の人口は、平成12(2000)年の84,297人をピークに減少を続けています。国立社会保障・人口問題研究所の推計方法に準拠した燕市独自推計によると、燕市全体の人口は、令和22(2040)年には63,476人になると予測されています。

また、少子高齢化が急速に進み、総人口における65歳以上の人口が占める割合を示す高齢化率は、令和22(2040)年には4割近くに達すると見込まれています。

【図表1】 年齢3区分別人口の推移・推計(燕市)

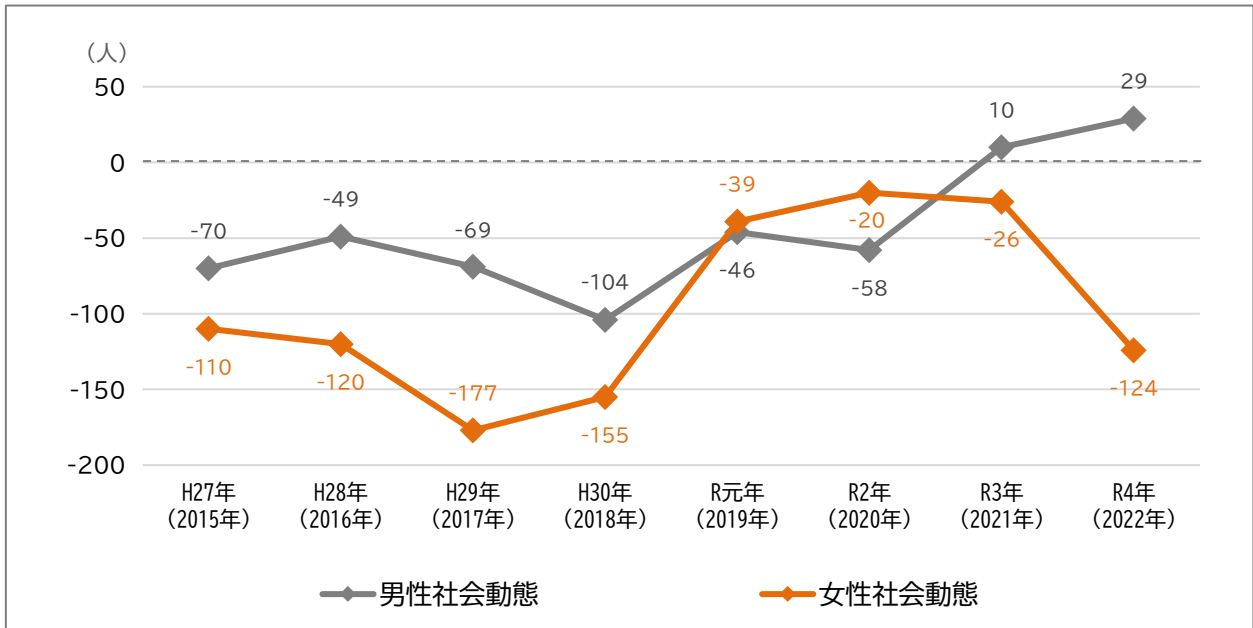


資料：総務省「国勢調査」、企画財政課調べ

(2) 男女別の社会動態

本市の社会動態を性別にみると、男性は令和2(2020)年までマイナス(転出超過)で推移していましたが、令和3(2021)年以降はプラス(転入超過)に転じています。一方で、女性は一貫してマイナスで推移しています。

【図表2】男女別社会動態の推移(燕市)

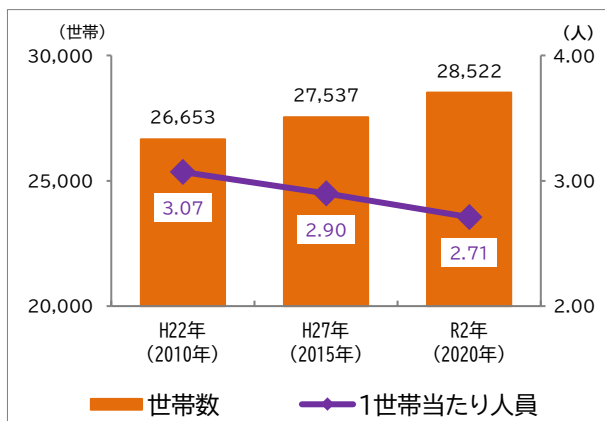


資料:新潟県「新潟県人口移動調査」

(3) 世帯構成の変化

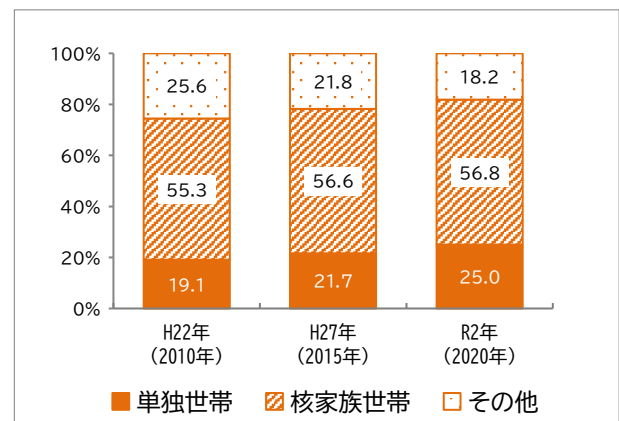
本市の世帯数は、一貫して増加しています。一方で、1世帯当たりの人員数は減少しています。世帯構成別にみると、単独世帯と核家族世帯の割合が増加傾向にあり、合わせると全体の8割以上を占めています。

【図表3】世帯数と1世帯当たり人員の推移(燕市)



資料:総務省「国勢調査」

【図表4】単独世帯、核家族世帯の割合の推移(燕市)

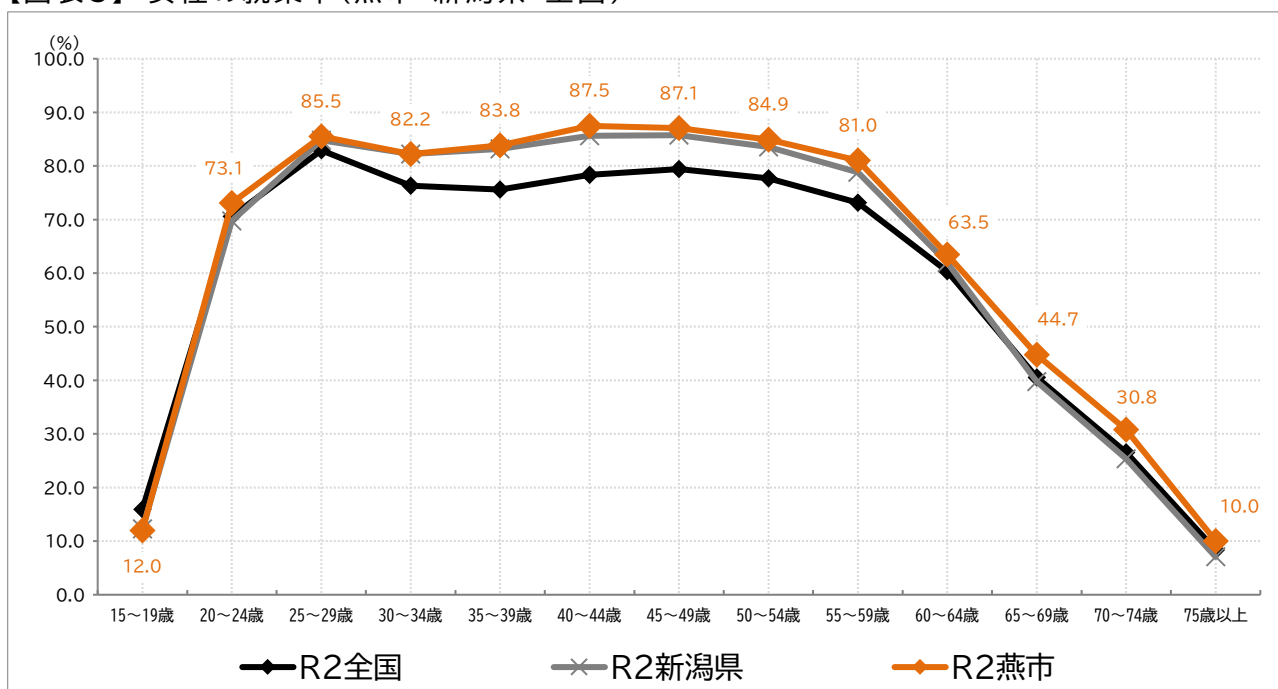


資料:総務省「国勢調査」

(4) 女性の就業率

本市における女性の就業率は、結婚・出産期にあたる年代に一時的に下がるいわゆる「M字カーブ」を描いていますが、全国と比べてその底は浅く、30歳代でも8割以上の女性が働いています。

【図表5】 女性の就業率(燕市・新潟県・全国)



資料：総務省「国勢調査」(令和2年度)



5 第3次燕市男女共同参画推進プランの進捗状況

第3次プランでは、男女共同参画の進捗状況を測るため、4つの基本方針に対して14の指標項目を設定して取組を進めてきました。

以下は、指標項目からみた第3次プランの進捗状況です。

「第3次燕市男女共同参画推進プラン」の基本方針に係る指標項目の進捗状況

基本方針		指標項目	計画策定時 基準値	R4年度 現在値	R5年度 目標値	目標値 達成度
1	男女共同 参画の意 識づくり	1 「社会慣習(しきたり)について」 平等になっていると思う人の割合	13.8% (H27年度)	13.1% (R3年度)	20.0%	C
		2 「家庭生活の中で」平等になって いると思う人の割合	35.6% (H27年度)	39.0% (R3年度)	45.0%	B
		3 「学校教育の中で」平等になって いると思う人の割合	55.8% (H27年度)	51.7% (R3年度)	60.0%	C
2	男女共同 参画の社 会づくり	4 各種審議会などにおける女性委 員の割合	30.8% (H28年度)	32.5% (R4年度)	36.0%	B
		5 「地域社会の中で」平等になって いると思う人の割合	25.2% (H27年度)	24.1% (R3年度)	30.0%	C
3	男女がと もに働き やすい環 境づくり	6 「職場の中で」平等になっている と思う人の割合	24.2% (H27年度)	27.6% (R3年度)	30.0%	B
		7 家族経営協定の締結農家数	28戸 (H28年度)	28戸 (R4年度)	34戸	C
		8 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生 活の調和)の認知度(内容まで 知っている)	10.3% (H27年度)	19.1% (R3年度)	15.0%	A
		9 ハッピー・パートナー企業(新潟 県男女共同参画推進企業)の登 録数	36社 (H28年度)	103社 (R4年度)	66社	A
		10 共働き夫婦の家事・育児・介護 などの平均時間の格差	190分 [男性80分] [女性270分] (H27年度)	176分 [男性80分] [女性256分] (R3年度)	150分 以内	B
4	男女がと もに健康 に暮らす まちづくり	11 配偶者からの暴力の防止及び被 害者の保護等に関する法律(配 偶者暴力防止法)の認知度(内 容まで知っている)	12.4% (H27年度)	10.9% (R3年度)	15.0%	C
		12 DV被害経験がある人のうち、D V被害を相談した人の割合	36.3% (H27年度)	31.0% (R3年度)	40.0%	C
		13 乳がん検診の受診率	26.6% (H28年度)	24.1% (R3年度)	50%以上	C
		14 子宮がん検診の受診率	27.5% (H28年度)	24.7% (R3年度)	50%以上	C

※目標値達成度

A : 目標値を達成

B : 目標値は未達成だが、計画策定時より改善

C : 計画策定時を下回った、または変化なし

- 14の指標項目の数値を計画策定時と直近の数値で比較すると、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の認知度」と「ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）※5の登録数」の2項目が目標を上回りました。
- 「家庭生活の中で平等となっていると思う人の割合」や「職場の中で平等となっていると思う人の割合」、「各種審議会などにおける女性委員の割合」、「共働き夫婦の家事・育児・介護などの平均時間の格差」の4項目は、達成には至らなかったものの、達成へ向かって緩やかに推移しています。
- 本市では、平成27（2015）年に成立した女性活躍推進法に連動するかたちで「女性が輝くつばめプロジェクト」を展開し、女性をはじめとした誰もが働きやすい職場環境の整備に取り組んできました。こうした取組の結果、また社会全体で女性活躍の動きが拡大してきたことやワーク・ライフ・バランスを重視する意識が高まってきたことなどにより、一定の成果が得られたと考えられます。特に若い世代においては、家庭生活や働き方に関する男女共同参画の意識が徐々に浸透しつつあり、男性の家事・育児への参画も進んできています。
- 一方で、「社会慣習（しきたり）について平等になっていると思う人の割合」や「学校教育の場で平等になっていると思う人の割合」、「地域社会の中で平等になっていると思う人の割合」、「家族経営協定※6の締結農家数」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）の認知度」、「DV※7被害経験がある者のうち、DV被害を相談した人の割合」、「乳がん検診の受診率」、「子宮がん検診の受診率」の8項目は、計画策定時の基準値を下回るか、変化がありませんでした。
- その背景としては、社会のさまざまな場面において、固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることなどが考えられます。また、DV被害を相談した人の割合や、乳がん・子宮がん検診の受診率についての項目は、感染症の拡大も影響し、数値が伸び悩んだものと推察されます。基準値を下回った、または変化がなかった項目については、第4次プランに向けて精査したうえで、引き続き推進していく必要があります。

PICK UP 「女性が輝くつばめプロジェクト」 「つばめ子育て応援企業※8サポート事業」

燕市では、平成27（2015）年に「女性が輝くつばめプロジェクト」を立ち上げ、女性のキャリアアップや働く意欲の向上を図るさまざまな取組を行っています。

また、令和2（2020）年には「つばめ子育て応援企業認定制度」を開始し、育児休業を取得した男性従業員と事業主に対して奨励金を交付するなど、事業所と連携し、働きながら子育てしやすい環境づくりを応援しています。



つばめ子育て応援企業の認定マーク

※5 ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）：男女がともに働きやすく、仕事と家庭生活などが両立できるような職場環境の整備や、女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組み、新潟県に登録している企業・団体をいう。

※6 家族経営協定：家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境などについて取り決める協定のこと。

※7 DV：配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった人から振るわれる暴力（ドメスティック・バイオレンス）のこと。身体的なものだけでなく、精神的・性的・経済的なものを含む。

※8 つばめ子育て応援企業：従業員に対する子育て支援に積極的に取り組み、燕市の認定を受けている企業・団体をいう。

6 男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査の結果概要

令和3(2021)年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査および事業所調査の主な結果概要は、以下のとおりです。

※前回調査:平成27(2015)年度実施

■ 男女共同参画に関する市民意識調査

調査対象 : 燕市内在住の満18歳以上の男女2,000人(無作為抽出)

調査方法 : 郵送配布、郵送回収またはウェブ回答

調査期間 : 令和3(2021)年10月28日~11月15日

有効回収数(率) : 863 (43.2%)

※回答者の性別 : 男性384、女性460、無回答・回答しない19

(1) 男女の地位の平等について

- 社会のさまざまな場面・分野における男女の地位の平等感について、「平等である」と思う人の割合は、「学校教育の場で」が51.7%と最も高くなっています。学校教育以外の場面では『男性が優遇されている^{※i}』が「平等である」を上回っており、「社会全体として」では69.7%が『男性が優遇されている』と回答しています。

^{※i}「男性が優遇されている」+「どちらかといえば男性が優遇されている」の計

- 前回調査と比べて、「平等である」と回答した割合は、「家庭生活の中で」と「職場の中で」ではやや増加しましたが、その他の場面ではやや減少しました。
- 性別にみると、どの場面においても『男性が優遇されている』と回答した割合は、男性よりも女性の方が高くなっています。

(2) 男女の役割に関する考え方について

- 「男性は仕事、女性は家庭を中心にする方がよい」という固定的な性別役割分担意識について、否定的に考える人^{※ii}の割合は52.3%となっています。

^{※ii}「反対」+「どちらかといえば反対」の計

(3) ワーク・ライフ・バランスについて

- 仕事と家庭生活・地域活動の位置づけについて、「同じように両立させる」ことが望ましいと考える人の割合は45.3%となっています。『仕事優先^{※iii}』と考える人の割合は23.2%で、前回調査(31.4%)と比べて減少しました。

^{※iii}「仕事に専念する」+「どちらかといえば仕事を優先させる」の計

- 男性が育児休業を取得することについて、肯定的に考える人^{※iv}の割合は83.9%となっています。^{※iv}「賛成」+「どちらかといえば賛成」の計
- 家庭において「家事・育児・介護」に費やす時間は、依然として男性よりも女性の方が圧倒的に長く、共働き世帯であっても女性が男性の約3倍の時間を家事などに従事しています。(男性80分、女性256分)

(4) 女性の社会参画について

- 政策・方針決定の場への女性の参画が『今よりも増える方がよい^{※v}』と考える人の割合は86.2%で、前回調査(82.9%)と比べてやや増加しました。

^{※v}「男性を上回るほど増える方がよい」+「男女半々になるくらいまで増える方がよい」+「男女半々まではいかなくても、今より増える方がよい」の計

(5) 男女の人権について

- DVの被害経験がある人の割合は11.6%で、前回調査(9.3%)と比べてやや増加しました。特に女性は6人に1人の割合(16.3%)で、DVを「振るわれたことがある」と回答しています。
- 被害経験がある人のうち、「誰にも相談しなかった」という人の割合は64.0%で、前回調査(53.8%)と比べて増加しました。

(6) 男女共同参画の推進に関する市の取組について

- 今後、男女共同参画の推進のために市が力を入れるべきこと(上位3つ)
 - ・多様で柔軟な働き方や仕事と育児・介護との両立支援の推進に向けた企業への働きかけ
 - ・保育園や小学生の居場所など、子育てしながら働くための環境整備
 - ・出産や子育てで離職した女性の再就職を支援する取組

■ 男女共同参画に関する事業所調査

調査対象：燕市内事業所で、従業員規模10人以上の500事業所(無作為抽出)
調査方法：郵送配布、郵送回収またはウェブ回答
調査期間：令和3(2021)年11月15日～11月29日
有効回収数(率)：192(38.4%)

(1) 女性の登用状況について

- 管理・監督職に占める女性の割合は23.9%で、前回調査(17.9%)と比べて増加しました。

(2) 仕事と育児や介護との両立支援について

- 育児休業制度を整備している事業所の割合は74.0%、介護休業制度を整備している事業所の割合は62.0%となっています。
- 男性の育児休業取得率は18.8%で、前回調査(2.6%)と比べて大きく増加しました。ただし、男性の育児休業取得期間は、女性に比べて短期間となっています。

(3) ワーク・ライフ・バランスの取組について

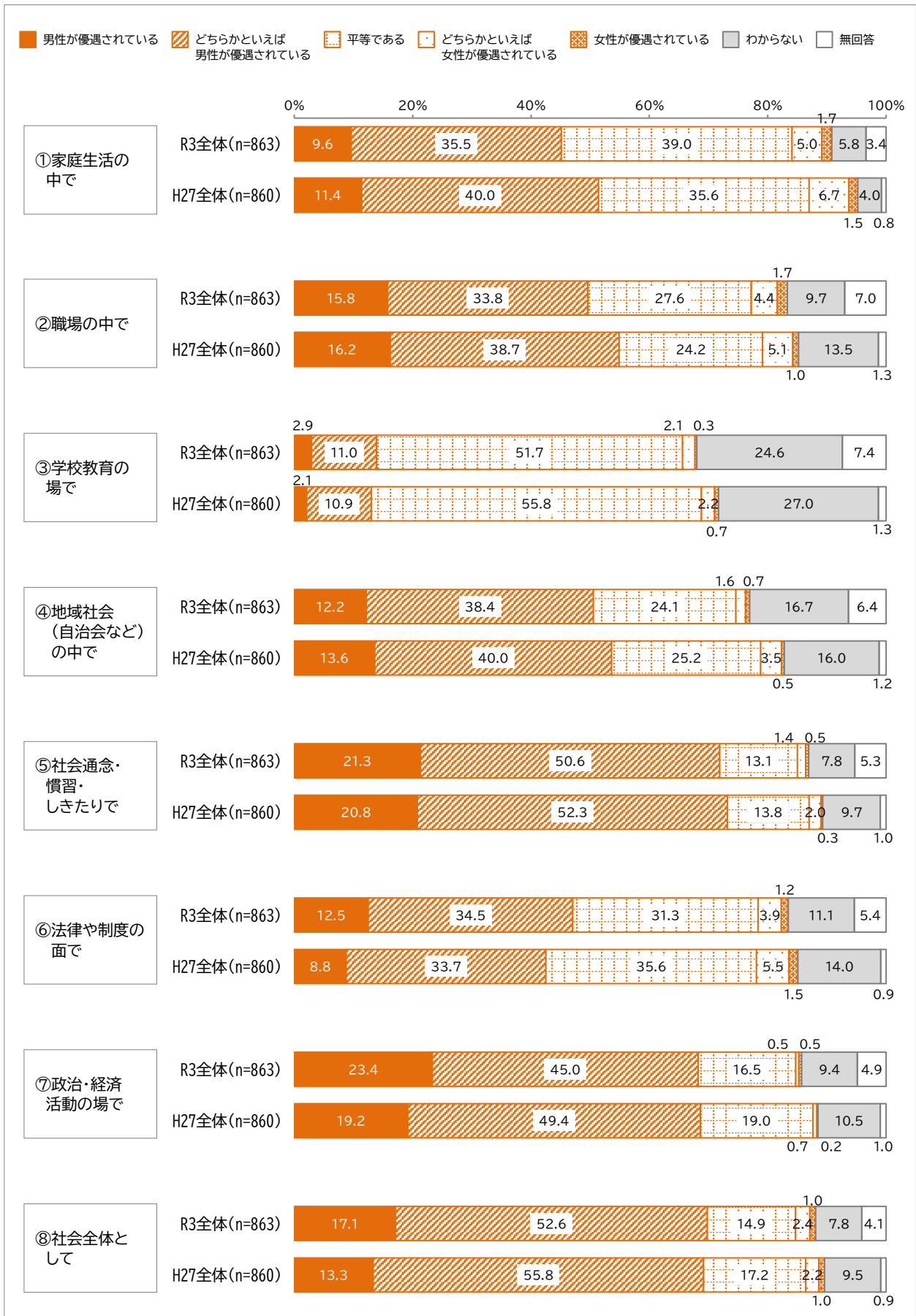
- ワーク・ライフ・バランスの推進に「積極的に取り組み、効果が出ている」事業所の割合は24.5%で、前回調査(9.4%)と比べて大きく増加しました。また、「今後取り組みたいと考えている」事業所の割合は37.5%となっています。

(4) 男女共同参画の推進に関する市の取組について

- 今後、事業所として男女共同参画を推進するうえで市に望むこと(上位3つ)
 - ・保育施設や保育サービスの充実
 - ・高齢者や病人のための施設や介護サービスの充実
 - ・企業活動への優遇措置の付与



【図表6】 各場面における男女の地位の平等感(前回調査との比較)



資料：地域振興課「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和3年度・平成27年度)

7 計画の基本方針と体系

計画の目標は、第3次プランに引き続き「一人ひとりが輝くまち、燕市をめざして」とし、あらゆる分野で男女がともに責任を分かち合い、個々の人権が尊重され、多様な生き方が選択でき、性別にとらわれずに能力が発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

この目標を達成するため、以下の4つの基本方針を掲げ、それぞれについて基本施策を設定します。

基本方針1 男女共同参画の意識づくり

固定的な性別役割分担意識の解消と多様な生き方の実現に向けて、男女共同参画についての認識を深め、定着させるための意識づくりを推進します。

- 家庭、地域、職場、学校などのあらゆる機会において、効果的な広報・啓発活動に取り組み、固定的な性別役割分担意識の解消を図ります。
- 男女平等と男女共同参画の意識を醸成するための教育や学習機会の充実を図ります。

基本方針2 男女共同参画の社会づくり

あらゆる分野において、男女が対等なパートナーとして参画できる社会づくりを推進します。

- 市の施策などへ女性の意見が十分に反映されるよう、あらゆる分野における政策・方針、意思決定過程への女性の参画を進めます。
- 地域活動における男女共同参画を進めます。特に防災活動への女性の参画拡大に取り組みます。

基本方針3 男女がともに働きやすい環境づくり

女性が自らの意思により活躍できる機会の拡大と、男女が平等に働きやすく、ワーク・ライフ・バランスが実現できる環境づくりを推進します。

- 誰もが働きやすい環境の整備を進めます。また、「女性が輝くつばめ」を目指し、事業者との協働で女性の登用や人材育成、再就職支援などに取り組みます。
- ワーク・ライフ・バランスの推進や多様で柔軟な働き方への理解の促進に取り組むとともに、子育て支援や介護支援の充実を図ります。

基本方針4 男女がともに安全・安心に暮らせるまちづくり

男女が互いに人権を尊重し、安全・安心に健康でいきいきと暮らせるまちづくりを推進します。

- 配偶者などからの暴力の根絶に向けた意識啓発を図り、被害者が相談しやすい環境や、関係機関との連携・協力体制を整え、被害者の自立を支援します。
- 経済的なリスクや生きづらさを抱え、生活上の困難に陥りやすい女性などの自立を支援します。
- 誰もが適切な健康管理と自己決定ができるよう、心身の健康づくりを支援します。特に女性のライフステージごとの変化に応じた健康支援の充実を図ります。

■ 計画の体系

【計画の目標】 一人ひとりが輝くまち、燕市をめざして

基本方針		
基本施策		
施策の方向性		主な施策
基本方針1 男女共同参画の意識づくり		
基本施策1 男女共同参画の理解の促進		
1 男女共同参画の啓発活動の推進		
1 多様な広報媒体を活用した男女共同参画に関する情報提供の充実		2 さまざまな機会をとらえた啓発活動の推進
2 社会通念・慣習の見直しと意識改革		
3 男女共同参画に関する実態調査の実施		4 市の情報発信時における表現の配慮
5 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進		6 性の多様性に関する理解の促進
基本施策2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進		
1 男女平等教育の推進		
7 多様な選択を可能にする児童生徒への教育の推進		8 保育者、教職員などへの情報提供と意識啓発
9 保護者などへの情報提供と意識啓発		
2 男女共同参画を推進するための学習機会の提供		
10 男女共同参画の意識を高める学習機会の提供		
基本方針2 男女共同参画の社会づくり		
基本施策1 あらゆる分野における政策・方針、意思決定過程への女性参画の推進		
1 各種審議会などへの女性登用の推進		
11 各種審議会などへの女性委員登用の推進		
2 女性管理職などの育成や登用に向けた意識啓発の推進		
12 事業所や各種団体などにおける女性登用の啓発		13 事業所や各種団体などにおける男女共同参画の啓発
基本施策2 地域活動などにおける男女共同参画の推進		
1 地域における男女共同参画の推進		
14 地域における女性登用の啓発		15 地域活動や市民活動における男女共同参画の啓発
2 防災活動への女性の参画の推進		
16 男女共同参画の視点での地域防災計画の策定		17 自主防災組織への女性の参画の推進

基本方針

基本施策

施策の方向性

主な施策

基本方針3 男女がともに働きやすい環境づくり

基本施策1 男女がともに働きやすい環境の整備

1 男女の雇用や就労における平等の推進

- 18 男女の均等な雇用と待遇確保のための、職場環境の整備
- 19 各種ハラスメント防止の周知・啓発

2 女性の就労や再就職、継続就業のための支援

- 20 女性の活躍に向けた取組の啓発と事業者の理解の促進
- 21 女性の再就職や継続就業、創業のための情報提供と支援
- 22 農業や商工業などの自営業における女性の就業環境の整備

基本施策2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

1 市民・事業者へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

- 23 ワーク・ライフ・バランスの啓発と多様な働き方を可能とする職場環境の整備
- 24 両立支援に取り組む事業者に対するインセンティブの付与

2 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援の充実

- 25 「子育てするなら燕市で」と評価されるための切れ目のない子育て支援の充実
- 26 介護支援の充実

基本方針4 男女がともに安全・安心に暮らせるまちづくり

基本施策1 配偶者などからの暴力の根絶

1 DVの根絶に向けた意識啓発

- 27 DV防止の啓発と情報提供の充実

2 相談体制の充実と被害者への支援

- 28 相談窓口の充実と関係機関や関係団体の相談窓口の周知
- 29 被害者の保護と自立支援

基本施策2 貧困など生活上の困難に対する支援

1 貧困など生活上の困難な問題を抱える女性等への支援

- 30 生活困窮者などの自立支援
- 31 ひとり親家庭の生活の安定と自立支援
- 32 高齢者、障がい者、外国人などで多様な困難を抱える女性への支援

基本施策3 ライフステージに応じた心身の健康づくり

1 生涯を通じた健康支援

- 33 リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての啓発
- 34 からだの健康づくりの推進
- 35 こころの健康づくりの推進

2 女性に対する健康支援

- 36 女性特有の疾病に対する検診体制の充実
- 37 妊娠・出産などにおける切れ目のない健康支援

第2章 計画の内容

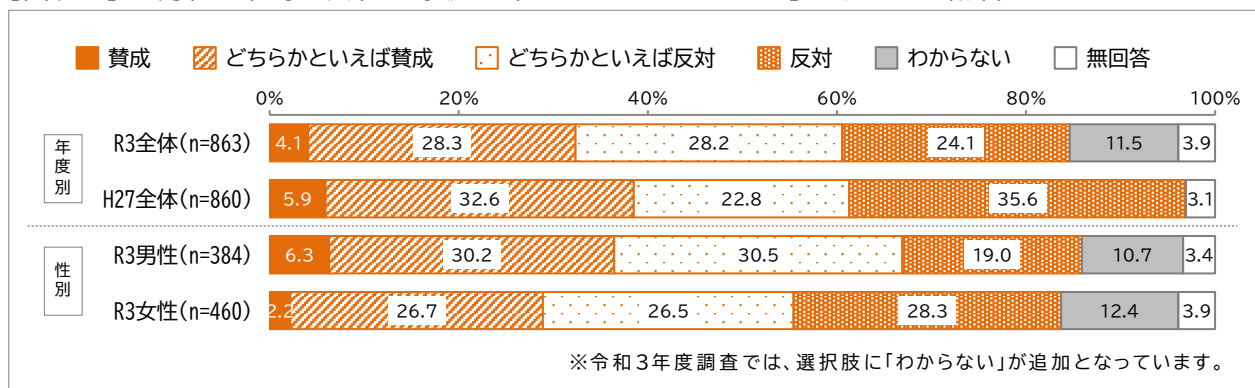
基本方針1 男女共同参画の意識づくり

基本施策1 男女共同参画の理解の促進

【現状と課題】

- 男女共同参画の意識づくりは、男女共同参画の推進に関わるすべての取組の基盤として極めて重要なものです。本市では、これまで男女共同参画に関する広報・啓発活動や講座の開催などさまざまな取組を進めてきた結果、一定の理解が得られ、市民の意識の改善が図られてきています。
- しかしながら、依然として固定的な性別役割分担意識は根強く残り、こうした意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)^{※9}に基づいた社会制度や慣行は、男女共同参画社会の実現を阻害する要因の一つとなっています。
- 男女共同参画の理解を深めるため、家庭、地域、職場、学校などのあらゆる機会と多様な広報媒体を活用した広報・啓発活動を継続して展開していく必要があります。また、子どもから高齢者に至る幅広い層を対象に、男女共同参画を親しみやすく、わかりやすく伝えることが重要です。
- 共働き世帯の割合が増え、性別にかかわらず家事・育児・介護へ参画することの重要性が増しています。長時間労働の抑制など男性中心の働き方の見直しや、性別による役割分担に関する意識改革を一層進めていく必要があります。
- LGBTQ^{※10}などの性的マイノリティに関する社会的認識が広まりつつあります。男女共同参画を推進するうえでも、性の多様性について理解することが必要です。

【図表7】「男性は仕事、女性は家庭を中心にするほうがよい」と思う人の割合



資料：地域振興課「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和3年度・平成27年度)

「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について、全体では否定的に考える人(52.3%)が、肯定的に考える人(32.4%)を上回っています。

※9 無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)：誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。

※10 LGBTQ: Lesbian(レズビアン、女性同性愛者)、Gay(ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual(バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー、性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人)、Queer や Questioning(クイアやクエスチョニング、自分自身のセクシャリティを決められない、分からない、または決めない人)の頭文字をとった言葉で、性的マイノリティ(性的少数者)を表す総称として使われている。

【施策の方向性】

1. 男女共同参画の啓発活動の推進

男女共同参画についての認識を深め、定着させるための広報・啓発活動に取り組みます。

主な施策		取組内容	担当課
1	多様な広報媒体を活用した男女共同参画に関する情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙やウェブサイト、SNSなどの多様な広報媒体を活用して、男女共同参画に関する広報・啓発活動を展開します。 ・図書館などの情報コーナーを活用して、男女共同参画に関する情報提供を行います。 	地域振興課 広報秘書課 社会教育課
2	さまざまな機会をとらえた啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民および市職員に対し、男女共同参画に関する講演会や講座、研修などを開催します。 ・「つばめ輝く女性表彰^{※11}」の制度などを活用して、あらゆる分野における女性の活躍推進についての啓発を行います。 	地域振興課 社会教育課 総務課

2. 社会通念・慣習の見直しと意識改革

男女共同参画の視点で社会通念・慣習などを点検し、実態の把握に努めるとともに、固定的な性別役割分担にとらわれない意識の醸成を図ります。

主な施策		取組内容	担当課
3	男女共同参画に関する実態調査の実施	・男女共同参画の実態を把握するための情報収集や調査を実施します。	地域振興課
4	市の情報発信時における表現の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・市が情報発信をする際、固定的な性別役割分担意識にとらわれない男女共同参画の視点に立った表現に配慮します。 ・市職員に対し、研修などの機会を活用して、表現の配慮について働きかけます。 	(全課) 広報秘書課
5	男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・働き方の見直しや多様な生き方についての啓発を進めます。 ・家庭教育や食育推進などの学習機会の充実を図ります。 ・男性の家事・育児・介護などへの参画を推進するための交流会や講座等を開催します。 	地域振興課 商工振興課 社会教育課 子育て応援課 こども未来課 健康づくり課 長寿福祉課
6	性の多様性に関する理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な性のあり方についての理解を深めるための啓発を行います。 ・人権や性の多様性に関する講演会や講座などを開催します。 	市民課

【指標項目】

指標項目	R4年度現在値	R13年度目標値
「社会慣習(しきたり)について」平等になっていると思う人の割合	13.1%	20.0%

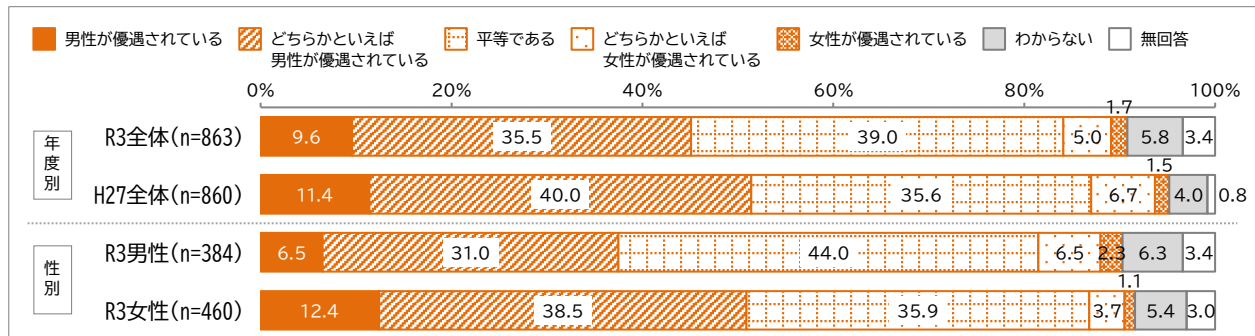
※11 つばめ輝く女性表彰：職場や地域などあらゆる場面において、女性が個性と能力を発揮できる社会環境の実現を目指し、各分野で輝く女性個人や、女性の活躍推進に積極的に取り組む事業所・団体を表彰する制度。

基本施策2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

【現状と課題】

- 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)は、往々にして幼少の頃からの経験の蓄積により形成されており、男女双方に存在しています。
- 人格が形成される過程において教育の果たす役割は大きく、特に学校では、次代を担う子どもたちに対して男女平等を含めた人権の意識を育てる教育が重要です。また、身近な家庭生活の中においても、男女共同参画を実践していく基礎をつくるのが大切です。
- 大人の意識が子どもたちの意識や将来の進路選択などに大きな影響を及ぼすことから、教育に関わる保育者や教育関係者、保護者に対しても意識啓発を図る必要があります。
- 性別、年齢を問わず、市民一人ひとりが男女共同参画を理解し、お互いの人権を尊重して、多様な生き方を実現するため、生涯学習の場などを通じて切れ目のない学習機会を提供していく必要があります。

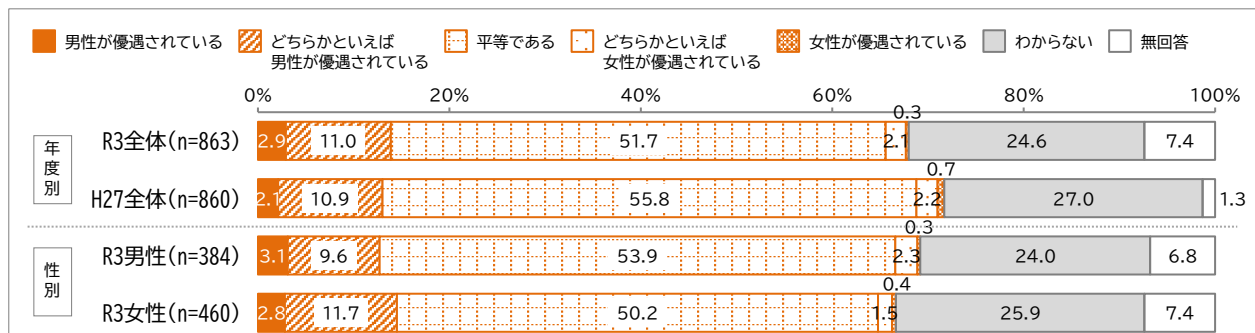
【図表8】「家庭生活の中」における男女の平等感



資料：地域振興課「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和3年度・平成27年度)

前回調査と比べて、「平等である」と回答した人はやや増加しました(前回35.6%→今回39.0%)。

【図表9】「学校教育の場」における男女の平等感



資料：地域振興課「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和3年度・平成27年度)

平等感はこの場面と比較して最も高く、全体の5割超(51.7%)が平等であると回答しています。

【施策の方向性】

1. 男女平等教育の推進

男女平等を推進するための教育の充実を図ります。

	主な施策	取組内容	担当課
7	多様な選択を可能にする児童生徒への教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒に対して、人権教育や男女平等の道徳教育などを推進します。 ・男女共同参画の視点を踏まえた、総合的なキャリア教育を推進します。 	学校教育課
8	保育者、教職員などへの情報提供と意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・保育者や教職員などに対して、男女平等・男女共同参画に関する情報提供や研修を行います。 	こども未来課 学校教育課
9	保護者などへの情報提供と意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者などに対して、男女平等・男女共同参画に関する情報提供を行うとともに、男女がともに参画しやすい保護者会・PTA活動を働きかけます。 	こども未来課 学校教育課

2. 男女共同参画を推進するための学習機会の提供

男女共同参画の理解と意識を高めるための学習機会の提供や学習環境の整備に取り組みます。

	主な施策	取組内容	担当課
10	男女共同参画の意識を高める学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる世代を対象に、出前講座などの学習機会を充実します。 ・男女共同参画推進に関わる市民団体などの育成を図り、活動の場を提供します。 ・図書館において、男女共同参画に関する図書を整備するとともに、関係図書を紹介します。 	社会教育課 地域振興課

【指標項目】

指標項目	R4年度現在値	R13年度目標値
「家庭生活の中で」平等になっていると思う人の割合	39.0%	45.0%
「学校教育の場で」平等になっていると思う人の割合	51.7%	60.0%

PICK UP 「男女共同参画講座」

燕市では、男女共同参画の学習機会を提供するため、さまざまな講座やセミナー、講演会などを開催しています。

「燕市男女共同参画講座」では、市民有志からなる実行委員会との協働で、幅広い世代の意見を取り入れながら企画・運営を行っています。これまでに「対話」や「ファッション」、「防災」などを講座のテーマとして取り上げました。



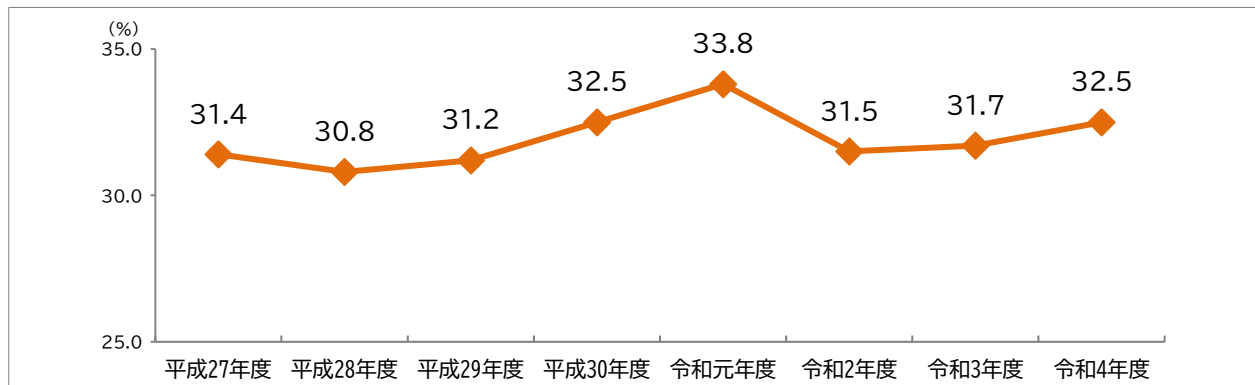
基本方針2 男女共同参画の社会づくり

基本施策1 あらゆる分野における政策・方針、意思決定過程への女性参画の推進

【現状と課題】

- 各種審議会などにおける女性委員の割合はゆるやかに増加していますが、女性委員がいない審議会も存在しています。女性の参画が進んでいない分野においては、進まない要因を分析し、女性委員の登用に向けて積極的に働きかけていく必要があります。
- 市内事業所における管理・監督職に占める女性の割合は着実に増加していますが、依然として少ないのが現状です。本市では、「女性が輝くつばめ」を目指して、事業者との協働により意識啓発や職場環境の整備に努めており、事業者に対して女性の採用・登用・能力開発などの取組を推進するよう、さらなる働きかけを行う必要があります。
- 市役所においても、管理・監督職に占める女性の割合は増加しており、今後も女性の参画拡大の観点から、市役所が率先して女性の人材育成や登用に積極的に取り組む必要があります。

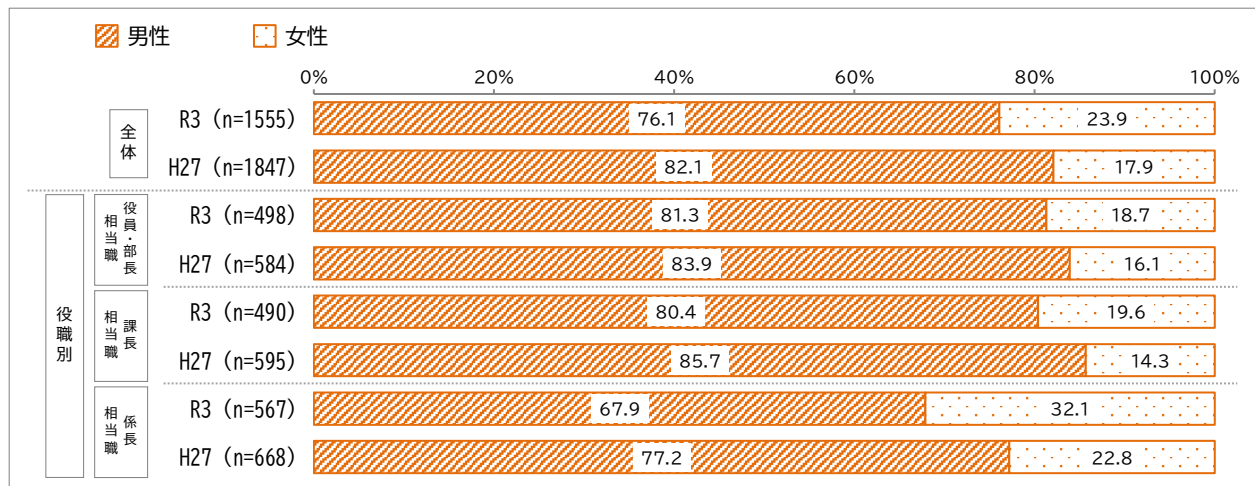
【図表10】各種審議会などにおける女性委員の割合



資料：地域振興課調べ

女性委員の割合は、年度により増減を繰り返しつつ、ゆるやかな増加傾向にあります。

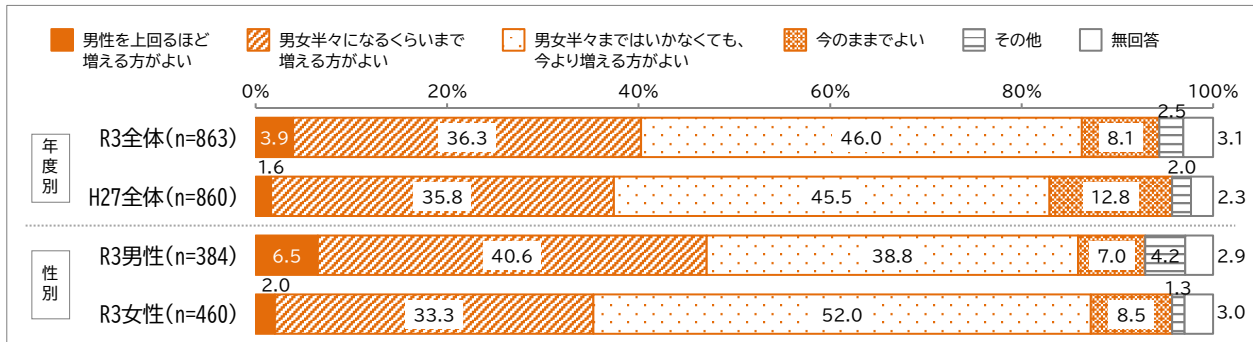
【図表11】管理・監督職に占める女性の割合



資料：地域振興課「男女共同参画に関する事業所調査」(令和3年度・平成27年度)

前回調査と比べて、どの職位においても女性の割合が増加しています。

【図表12】 政策・方針決定の場への女性の参画について



資料：地域振興課「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和3年度・平成27年度)

「男女半々まではいかなくても、今より増える方がよい」(46.0%)が最も高くなっています。前回調査と比べて、「今のままでよい」と回答した人は、やや減少しました(前回12.8%→今回8.1%)。



【施策の方向性】

1. 各種審議会などへの女性登用の推進

市の施策に女性の意見が反映されるよう、各種審議会などへ女性委員を積極的に登用します。

主な施策	取組内容	担当課
11 各種審議会などへの女性委員登用の推進	<ul style="list-style-type: none"> 各種審議会などへの女性委員の登用を推進します。 女性委員の登用状況を定期的に調査し、公表します。 	(全課) 総務課 地域振興課

2. 女性管理職などの育成や登用に向けた意識啓発の推進

事業所や各種団体などに対して、女性活躍や男女共同参画の取組の重要性を啓発します。

主な施策	取組内容	担当課
12 事業所や各種団体などにおける女性登用の啓発	<ul style="list-style-type: none"> 事業所や各種団体などに対して、女性の人材育成や登用を働きかけます。 市役所が率先して女性活躍の推進に取り組み、女性の人材育成や登用を進めます。 	商工振興課 地域振興課 総務課
13 事業所や各種団体などにおける男女共同参画の啓発	<ul style="list-style-type: none"> 事業所や各種団体などに対して、男女共同参画に関する情報提供や講演会、講座等を実施します。 	商工振興課 地域振興課

【指標項目】

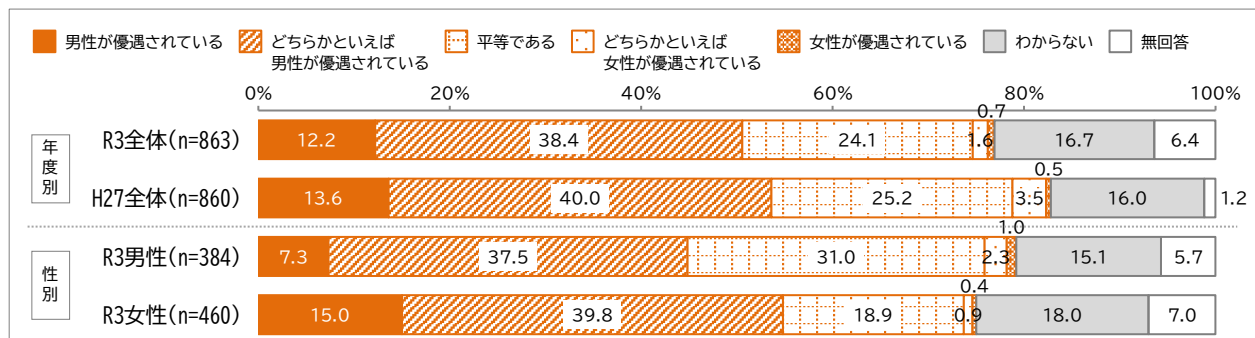
指標項目	R4年度現在値	R13年度目標値
各種審議会などにおける女性委員の割合	32.5%	36.5%

基本施策2 地域活動などにおける男女共同参画の推進

【現状と課題】

- 高齢者福祉や子育て支援、防災の分野などにおいて地域の役割の重要性が高まっていますが、人口減少と少子高齢化が進む中で、地域活動の担い手は不足しています。
- 多様化する地域の課題を解決するためには、年齢や性別によって役割を固定化するのではなく、さまざまな視点を持つ担い手を確保し、多様な考え方を活かすことが重要です。
- 古くからの慣習のため、地域の役員にはいまだに男性が多いのが現状です。多様な方針、意思決定過程への女性の参画拡大に対する理解を深めるとともに、男女共同参画の視点が反映されるよう、自治会、まちづくり協議会などに対して女性の登用を働きかけていく必要があります。
- 全国的に自然災害が頻発化・激甚化している中で、災害時には、女性や子どもなどがより大きな影響を受けやすいことが指摘されています。そのため、避難所運営など防災活動への女性の参画拡大が重要です。
- 地域の防災活動は自治会や自主防災組織が主体となります。役員のほとんどを男性が占めている現状では、女性が防災活動に参画する機会が少ないため、引き続き女性の参画を働きかけていくとともに、女性リーダーの育成に取り組む必要があります。

【図表13】「地域社会(自治会など)の中」における男女の平等感



資料：地域振興課「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和3年度・平成27年度)

前回調査と比べて、「平等である」と回答した人は、やや減少しました(前回25.2%→今回24.1%)。

PICK UP 「つばめ輝く女性表彰」

あらゆる場面で女性が存分に能力を発揮して活躍できる社会の実現を目指し、「さまざまな分野で挑戦し、輝いている女性」と「女性の活躍しやすい環境づくりに積極的に取り組む事業所・団体」を表彰しています。

令和5(2023)年度までに延べ15人、12社・団体が表彰を受け、職場や地域でのロールモデル^{※12}として、今後もさらなる活躍が期待されています。



※12 ロールモデル: 考え方や価値観、実際の行動が、他者の模範となる人物などのこと。

【施策の方向性】

1. 地域における男女共同参画の推進

地域におけるさまざまな課題を解決するために、方針、意思決定過程への女性の参画を推進します。

主な施策		取組内容	担当課
14	地域における女性登用の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における方針、意思決定過程への女性の参画拡大に向けた啓発を進めます。 ・自治会やまちづくり協議会などの地域活動団体や市民活動団体の役員に対して、女性登用を啓発します。 	総務課 地域振興課
15	地域活動や市民活動における男女共同参画の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点に立った地域活動や市民活動を推進します。 	総務課 地域振興課

2. 防災活動への女性の参画の推進

男女共同参画の視点を取り入れた防災活動を推進するとともに、女性に配慮した取組を行います。

主な施策		取組内容	担当課
16	男女共同参画の視点での地域防災計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の人権尊重に配慮して地域防災計画を策定します。 	防災課
17	自主防災組織への女性の参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・各種防災講座などを通じて、自主防災組織への女性の参画を働きかけます。 ・防災活動における女性リーダーの育成に取り組みます。 	防災課

【指標項目】

指標項目	R4年度現在値	R13年度目標値
「地域社会の中で」平等になっていると思う人の割合	24.1%	30.0%

PICK UP 「女性防災リーダーの育成」

災害時の備えや避難所運営にも女性の視点が重要です。

平成30(2018)年に始まった「燕市女性防災リーダー養成講座」では、ハザードマップの見方や活用法、避難所運営や被災者支援などを学び、講座の修了者は延べ80人を超えました。

令和3(2021)年からは、修了者を対象としたステップアップ講座を開催し、フォローアップや女性防災リーダー同士の交流を行っています。



基本方針3 男女がともに働きやすい環境づくり

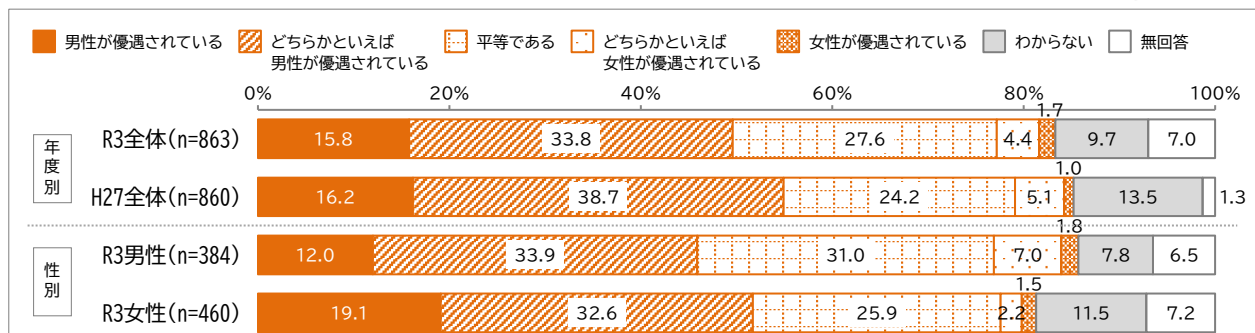
基本施策1 男女がともに働きやすい環境の整備

【現状と課題】

- 全国の労働力人口に占める女性の割合は4割を超え、上昇傾向にありますが、男性に比べて女性はパートタイムなどの非正規雇用の割合が高く、男女間の待遇格差や女性の貧困の一因となっています。
- 男女雇用機会均等法や女性活躍推進法、育児・介護休業法の改正など法整備は進んでいるものの、実際の職場ではまだ十分に男女平等が実感されていない状況です。
- 働きたい人が性別にかかわらず活躍できる社会の実現には、性別を理由とする差別的取り扱いや職場におけるハラスメントの根絶など、雇用の分野における男女の機会の均等および待遇の確保が不可欠です。引き続き事業者との協働により、誰もが働きやすい環境の整備を進めていく必要があります。
- 本市の女性就業率は、県内20市中1位であり、全国的に見ても高い水準にあります。しかしながら、そうした中でも男性の就業率に比べて女性の就業率は低く、これは育児や介護などを理由とした離職が影響しているものと考えられます。
- 女性が意欲を持って継続して働くことができるよう、事業者に対して、積極的な取組の実行や多様で柔軟な働き方への理解の促進を働きかけていくことが重要です。さらに、育児などのために一度離職した女性の再就職支援を行う必要があります。
- 農業分野においては、女性は基幹的農業従事者の約4割を占める重要な担い手ですが、農産物の生産や農業経営への女性の参画はいまだ十分ではなく、女性が参画するうえで必要な知識や技術の習得を支援する必要があります。また、農業者の負担軽減につながるものとして、農作業の省力化・効率化に資するスマート農業^{※13}の普及促進が期待されています。
- 家族経営の多い自営業においては、女性は労働のほかに家事・育児・介護などの負担をより多く担っている傾向にあります。固定的な性別役割分担意識の解消を進め、男女がともに対等なパートナーとして経営に参画しながら、働きやすい環境を整備していくことが必要です。



【図表14】「職場の中」における男女の地位の平等感



資料：地域振興課「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和3年度・平成27年度)

前回調査と比べて、平等であると回答した人はやや増加しました。(前回24.2%→今回27.6%)。

※13 スマート農業：ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する新たな農業。

【施策の方向性】

1. 男女の雇用や就労における平等の推進

男女の均等な雇用と待遇の確保に努めるとともに、働きやすい職場環境の整備に取り組む事業所を支援します。

	主な施策	取組内容	担当課
18	男女の均等な雇用と待遇確保のための、職場環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、パートタイム労働法などの関係法令を周知し、誰もが働きやすい職場環境の整備についての啓発や支援を行います。 ・女性活躍推進法に基づく、事業所における取組についての啓発や支援を行います。 ・男性の育児・介護休業などの取得促進についての啓発や支援を行います。 	商工振興課 地域振興課
19	各種ハラスメント防止の周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・セクシュアル・ハラスメント※¹⁴などの、各種ハラスメント防止についての啓発を行います。 ・各種ハラスメントの相談窓口を周知します。 	商工振興課 地域振興課

2. 女性の就労や再就職、継続就業のための支援

女性が意欲を持って継続して働くことができるように支援します。

	主な施策	取組内容	担当課
20	女性の活躍に向けた取組の啓発と事業者の理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の活躍推進の情報提供の充実を図り、経営者・管理職などの理解を促進します。 ・女性の能力開発などの学習機会の充実を図り、事業者における女性の人材育成を支援します。 ・異業種交流研修などを通じて、働く女性のネットワークづくりを支援します。 	商工振興課 地域振興課 総務課
21	女性の再就職や継続就業、創業のための情報提供と支援	<ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護休業法などの関係法令や各種制度、労働問題の相談窓口等を周知します。 ・再就職のための情報提供や支援を行います。 ・職業能力の開発・向上や創業、経営に関する情報提供や講座などを実施します。 	商工振興課 地域振興課
22	農業や商工業などの自営業における女性の就業環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・農業における家族経営協定締結の普及に努めます。 ・農産物の生産と農業経営の担い手としての知識と技術を取得するための情報提供と、交流会や研修会を実施します。 ・自営業における女性の就業環境の整備を啓発します。 	農業委員会 農政課 商工振興課

【指標項目】

指標項目	R4年度現在値	R13年度目標値
「職場の中で」平等になっていると思う人の割合	27.6%	35.0%
家族経営協定の締結農家数	28戸	34戸

※¹⁴ セクシュアル・ハラスメント:性的嫌がらせを意味し、相手の意に反する性的な言動によって、相手に不利益を与えたり、性的言動により相手に不快な思いをさせたりすること。

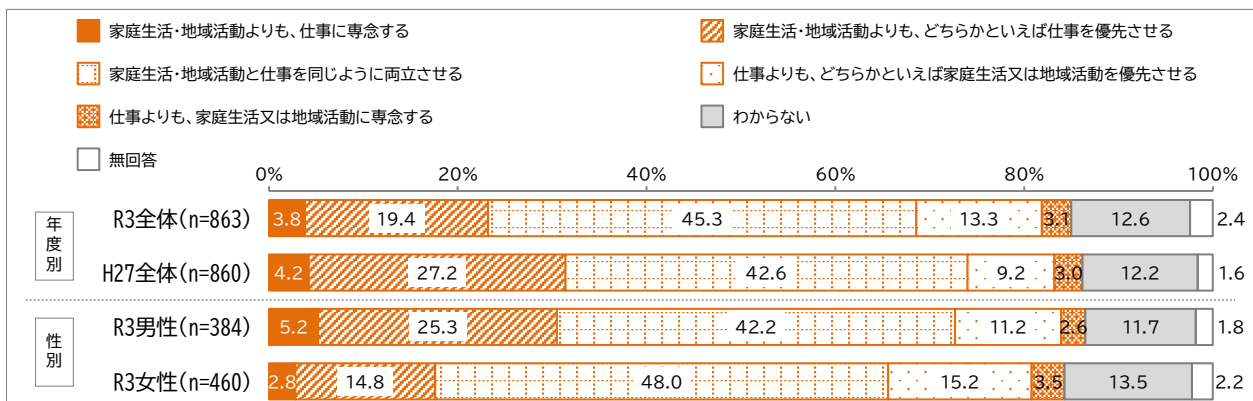
基本施策2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

【現状と課題】

- 働きたい人すべてが、「仕事」と「育児・介護・社会活動などを含む生活」の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮するために、一層のワーク・ライフ・バランス推進の取組が求められています。
- ワーク・ライフ・バランスの実現は、一人ひとりのキャリア形成につながるだけでなく、事業所にとっては人材の確保や生産性の向上につながる大きなメリットがあります。また、地域にとっても多様な人材が活躍することで活力の向上が期待されます。
- 市内事業所において、仕事と育児・介護の両立支援のための制度の整備は一定程度進んでおり、育児休業を取得する男性も増加していますが、男性の育児休業取得期間は女性に比べて短期間であるなど、制度があっても十分に利用されていないケースも見受けられます。事業者が意欲を持ってワーク・ライフ・バランスの推進に取り組むための支援が求められています。
- 家事・育児・介護の多くを女性が担っている現状を踏まえ、従来の長時間労働を前提とした男性中心の働き方を見直し、男性が家事・育児・介護へ参画できるような環境整備を一層推進することが重要です。
- 感染症の拡大を契機にオンラインの活用が進み、新しい働き方の可能性が広がりました。多様な生活スタイルやライフステージに応じた柔軟な働き方を可能とする雇用環境の整備や支援が求められています。
- 核家族化の進行や就業環境の多様化により、ニーズに応じた保育サービスのさらなる充実が求められています。市内外から「子育てするなら燕市で」と評価されるためには、地域一体での両立支援とライフステージに応じた切れ目のない取組により、子育てと仕事の両立を支援していくことが重要です。
- 高齢化の進展に伴い、男女を問わず介護による時間的制約を抱える人の増加が見込まれています。介護の負担を家族だけでなく地域で支え合う体制を整備し、介護と仕事の両立を支援していくことが重要です。



【図表15】 仕事・家庭生活・地域活動におけるそれぞれの位置づけ



資料：地域振興課「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和3年度・平成27年度)

前回調査と比べて、仕事優先に考える人の割合は減少し、両立を望む人が増加しています。性別にみると、仕事優先の割合は、女性よりも男性の方が高く、男女の意識に差がみられます。

【施策の方向性】

1. 市民・事業者へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

ワーク・ライフ・バランスの推進や多様な働き方への理解の促進を図るとともに、事業者の積極的な取組を促します。

	主な施策	取組内容	担当課
23	ワーク・ライフ・バランスの啓発と多様な働き方を可能とする職場環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や事業者に対し、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する情報提供や講座などを実施します。 ・事業所における働き方の見直しや職場環境の整備など、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を支援します。 	商工振興課 地域振興課
24	両立支援に取り組む事業者に対するインセンティブ ^{※15} の付与	<ul style="list-style-type: none"> ・「ハッピー・パートナー企業」の登録や「つばめ子育て応援企業」の認定制度を通じて、男性の育児休業奨励金などによる支援を行います。 ・「つばめ輝く女性表彰」の制度などを活用して、事業者の取組の好事例をPRします。 	商工振興課 地域振興課

2. 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援の充実

働きながら安心して子育て・介護ができるよう、多様なニーズに応じた両立支援の充実を図ります。

	主な施策	取組内容	担当課
25	「子育てするなら燕市で」と評価されるための切れ目のない子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・病児・病後児保育や未満児保育の拡充など、両立支援のための多様な保育サービスの充実を図ります。 ・子育て支援センターなどにおいて、子育て中の保護者が育児について相談できる体制の充実を図ります。 ・子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、ひとり親家庭の経済的な自立を支援します。 ・放課後児童の居場所の充実を図ります。 	こども未来課 子育て応援課 保険年金課 学校教育課
26	介護支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・家族介護者の交流の場の充実を図ります。 ・介護予防事業の充実を図ります。 ・男女がともに介護の担い手となるため、介護についての情報提供などを行います。 	長寿福祉課

【指標項目】

指標項目	R4年度現在値	R13年度目標値
ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の認知度(内容まで知っている)	19.1%	30.0%
ハッピー・パートナー企業(新潟県男女共同参画推進企業)の登録数	103社	160社
つばめ子育て応援企業の登録数	53社	110社
男性の育児休業取得促進奨励金の交付人数(累計)	28人	140人
共働き夫婦の家事・育児・介護などの平均時間の格差	176分 [男性80分][女性256分]	140分以内

※15 インセンティブ:人や事業所がものごとに取り組む際に、その意欲を外側から高める働きをする刺激、動機づけのこと。ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む事業所の活動を促進するため、地方公共団体が公共調達において優遇を行うことなどをいう。

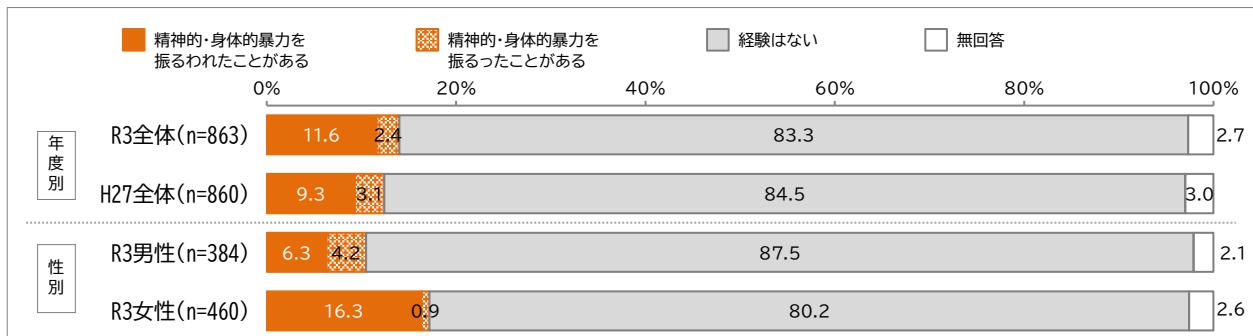
基本方針4 男女がともに安全・安心に暮らせるまちづくり

基本施策1 配偶者などからの暴力の根絶

【現状と課題】

- 配偶者やパートナーなどからの暴力(DV)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題です。
- しかしながら、DVは家庭内の問題、個人的な問題としてとらえられることも多く、被害が潜在化・深刻化しやすいという特性があります。
- また、近年は交際相手からの暴力「デートDV」や、若年女性への性犯罪・性暴力も問題となっています。さらに、感染症の拡大を契機とした生活環境の変化などにより、DVの増加や深刻化が懸念されています。
- DVについての理解の浸透を図るとともに、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力を容認しないという意識を社会全体で共有していく必要があります。
- DV被害者の多くは女性であり、経済的な問題、子どもの問題などさまざまな問題を抱えている場合が多くあります。被害者が相談しやすい体制を充実し、関係機関と連携をとりながら、被害者の保護および自立を支援するための取組を行う必要があります。

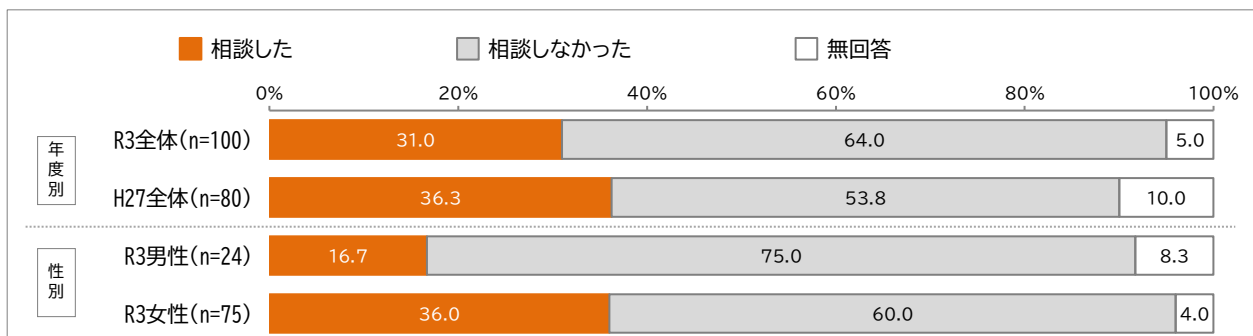
【図表16】 DVの被害経験・加害経験について



資料：地域振興課「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和3年度・平成27年度)

DVを「振られたことがある」人の割合は11.6%で、前回調査の9.3%からやや増加しました。性別にみると、DVを「振られたことがある」人の割合は、女性の方が高くなっています。(男性6.3%、女性16.3%)

【図表17】 DV被害の相談について



資料：地域振興課「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和3年度・平成27年度)

被害経験がある人のうち、誰にも「相談しなかった」は64.0%で、前回調査の53.8%から増加しました。

【施策の方向性】

1. DVの根絶に向けた意識啓発

DVの根絶に向けて積極的にDV防止の啓発を行います。

	主な施策	取組内容	担当課
27	DV防止の啓発と情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・DVについての認識を広めるために情報提供を実施します。 ・関係機関や関係団体と連携し、DV防止のための意識啓発を行います。 	地域振興課 社会福祉課 子育て応援課 学校教育課

2. 相談体制の充実と被害者への支援

相談しやすい体制の充実を図るとともに、関係機関や関係団体と連携し、被害者の保護および自立を支援します。

	主な施策	取組内容	担当課
28	相談窓口の充実と関係機関や関係団体の相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・DVに関する相談窓口の充実を図ります。 ・女性の相談員による「女性のための相談窓口」を実施します。 ・無料の法律相談などを実施します。 ・関係機関や関係団体の相談窓口を周知します。 	地域振興課 社会福祉課 子育て応援課 市民課
29	被害者の保護と自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関や関係団体と連携し、家庭内における暴力の早期発見、被害者の保護に努めます。 ・利用可能なサポート情報の提供など、被害者の自立を支援します。 	地域振興課 社会福祉課 子育て応援課

【指標項目】

指標項目	R4年度現在値	R13年度目標値
DV被害経験がある人のうち、DV被害を相談した人の割合	31.0%	40.0%

PICK UP 「女性のための相談窓口」

市民意識調査によると、DVを受けながらも「自分さえ我慢すればいい」「相談するほどのことではない」などと考えて、6割の女性が誰にも相談していません。

DVはいかなる理由があっても許される行為ではありません。また、配偶者暴力防止法では、身体的暴力だけでなく、精神的・性的・経済的な暴力もDVとされています。

DV被害者を守るために、内閣府では24時間対応の相談窓口を設置しています。燕市においても、DVに限らず夫婦や家庭、職場の問題など、女性を取り巻くさまざまな悩みについて、専門相談員に直面で相談できる窓口を開設し、必要な支援につなげています。



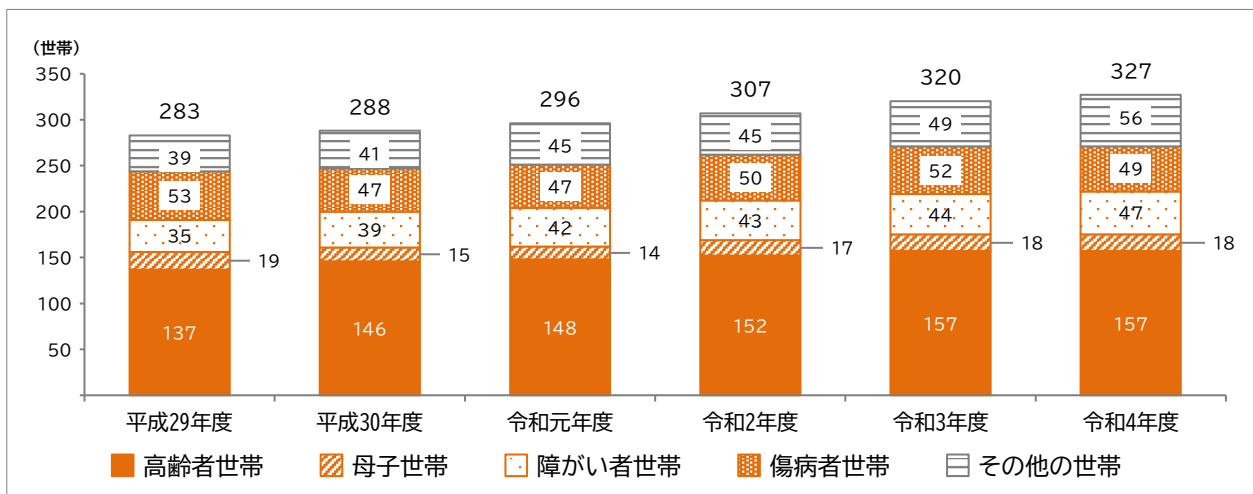
女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク
(内閣府)

基本施策2 貧困など生活上の困難に対する支援

【現状と課題】

- 女性は、社会制度や慣行などを背景とした性差による偏見や男女間の格差によって、貧困等生活上の困難に陥りやすい状況にあります。
- 感染症拡大による雇用情勢の悪化は、特に非正規職の多い女性へ大きく影響しました。中でも単身女性やひとり親家庭などにおいて、経済的な影響がより深刻化しやすい状況にあります。
- セーフティネットの機能として、貧困など生活上の困難に対する多様な支援を行うとともに、その支援が行き届きやすくなるよう、関係機関や関係団体などとの連携に努める必要があります。さらに、貧困を防止するための取組も求められています。
- また、高齢者であることや障がいがあること、外国人であることなどを理由とした困難を抱えている場合、さらに女性であることで複合的に困難を抱えがちであることにも留意が必要です。男女共同参画の視点に立ち、それぞれの状況に応じたきめ細かな支援を行い、誰もが安心して暮らせる環境を整備していく必要があります。

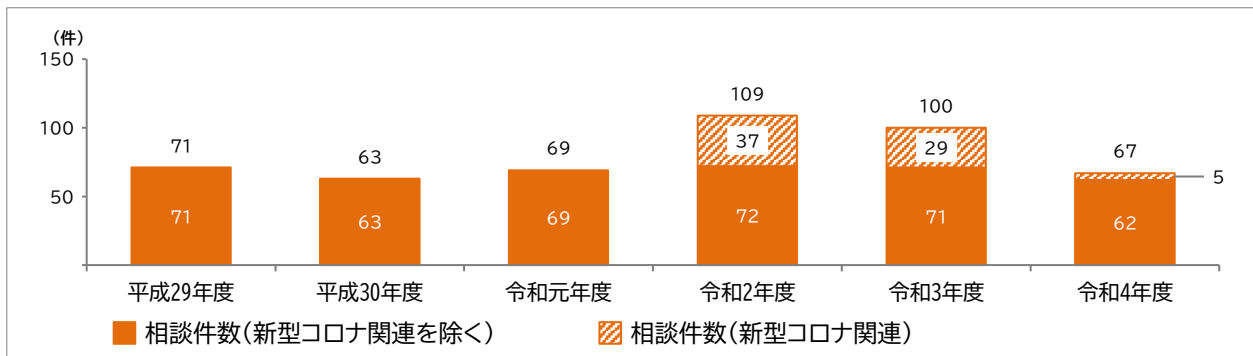
【図表18】 生活保護の被保護世帯数の推移



資料：社会福祉課調べ（各年度の月平均）

被保護世帯数は増加傾向にあり、特に高齢者世帯と障がい者世帯の数が増加しています。

【図表19】 生活困窮者相談新規受付件数の推移



資料：社会福祉課調べ（各年度末現在）

感染症拡大の影響により、令和2(2020)年度から令和3(2021)年度にかけて、生活困窮者相談の新規受付件数が増加しました。

【施策の方向性】

1. 貧困など生活上の困難な問題を抱える女性等への支援

経済的リスクや生きづらさを抱え、生活上の困難に陥りやすい女性などへの支援を行います。

主な施策		取組内容	担当課
30	生活困窮者などの自立支援	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者の早期把握に努め、自立の促進を支援します。 フードバンク※16や子ども食堂※17などの活動を支援します。 	社会福祉課 子育て応援課
31	ひとり親家庭の生活の安定と自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の経済的な自立を支援します。 ひとり親家庭の能力開発や就労を支援します。 	子育て応援課 保険年金課
32	高齢者、障がい者、外国人などで多様な困難を抱える女性への支援	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者や障がいのある人の生活基盤の整備を進めるとともに、就労や社会参加の促進を支援します。 外国人住民に対して、多言語による情報提供を行うとともに、日本語習得の機会や地域住民との交流の場を提供します。 	長寿福祉課 社会福祉課 子育て応援課 地域振興課

【指標項目】

指標項目	R4年度現在値	R13年度目標値
生活困窮支援事業相談件数(新型コロナ関連を除く)	62件	80件

PICK UP 「フードドライブ^{プラス}」

燕市では、生活困窮世帯などへのさらなる支援が必要な現状を踏まえ、食品に加えて生理用品や洗剤、トイレットペーパーなどの生活用品も対象とした「フードドライブ+(プラス)」として、活動を強化しています。

令和5(2023)年度は、7月時点で食品575kg、生活用品287kgの計862kgを集め、市内フードバンクなどを通じて、必要とする人へ無償提供を行っています。



※16 フードバンク:まだ食べられるのに不要になった食品を個人や企業から無償で受け取り、それらを必要とする人へ無償で提供する活動や、その活動を行う団体。

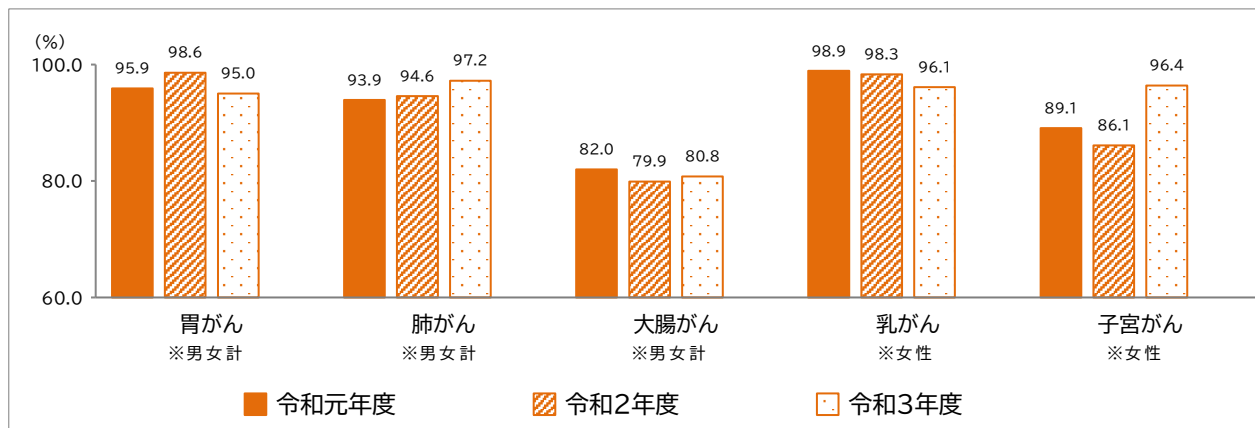
※17 子ども食堂:無料または低価格で、子どもや保護者などに食事や居場所を提供するコミュニティの場。

基本施策3 ライフステージに応じた心身の健康づくり

【現状と課題】

- 男女が互いの身体的性差を十分に理解し、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての大前提です。
- 特に女性の心身の状態は、思春期から妊娠・出産、更年期、高齢期などライフステージごとに大きく変化するという特性があるため、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)^{※18}」の視点が重要です。
- 近年、晩婚化などによる初産年齢の上昇や平均寿命の延伸に伴い、女性の健康に関わる状況が変化してきています。また、男性は健康を害する生活習慣や自殺、ひきこもりの割合が女性に比べて多いことが指摘されています。
- 人生100年時代を迎え、誰もが生涯を通じて適切な自己管理ができるよう、健康教育や相談体制の充実、がんの早期発見・早期治療のための受診しやすい環境づくりなど、ライフステージに応じた心身の健康づくりを支援することが重要です。
- 妊娠や出産を希望する人がかなえられるよう、若い世代に対して、妊娠・出産に関する正しい知識を伝える取組が必要です。また、不妊治療を希望する男女が増えていることから、不妊に関する相談体制や支援の充実が求められています。女性の就業率の高まりも踏まえ、妊娠・出産・子育てにわたる切れ目のない健康支援に一層取り組む必要があります。

【図表20】各種がん検診の精検^{※19}受診率の推移(燕市)



資料：新潟県がん検診等結果報告

令和3(2021)年度の各種がん検診の精検受診率は、大腸がん検診を除き、9割を超えています。乳がん検診の精検受診率は、直近の3年間では減少傾向にあります。子宮がん検診の精検受診率は、減少傾向にありましたが、令和3(2021)年度には増加に転じています。

※18 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)：1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、女性の人権の重要な一つとして認識されている。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、性と生殖に関する健康、生命の安全を女性のライフサイクルを通して、権利として捉えようという考え方である。

※19 精検：精密検査の略。精検受診率とは、精検が必要とされた人のうち、精検を受けた人の割合を指す。

【施策の方向性】

1. 生涯を通じた健康支援

男女の生涯にわたる健康づくりを支援します。

主な施策		取組内容	担当課
33	リプロダクティブ・ヘルス／ライツについての啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・助産師訪問や両親学級において家族計画指導を実施します。 ・性と生殖に関する健康と権利についての情報提供や意識啓発に努めます。 	子育て応援課 地域振興課
34	からだの健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフステージに応じた健康相談、健康診査を充実します。 ・男女がともにいきいきとした生活が送れるよう、健康増進対策を推進します。 ・妊娠前からのヘルスケア(プレコンセプションケア※²⁰)に取り組み、若い世代の健康管理を支援します。 ・不妊や不育症治療に関する相談や支援を実施します。 ・性別、年齢に関わりなくスポーツを通じた健康づくりを推進します。 	健康づくり課 子育て応援課 社会教育課
35	こころの健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康講座や地域での健康教育を通じて、こころの健康づくりを啓発します。 	健康づくり課

2. 女性に対する健康支援

女性のライフステージごとの課題に応じた健康づくりを支援します。

主な施策		取組内容	担当課
36	女性特有の疾病に対する検診体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・女性特有の疾病に対する啓発を行います。 ・乳がん・子宮がん検診および骨粗しょう症検診の検診体制や指導の充実を図ります。 	健康づくり課
37	妊娠・出産などにおける切れ目のない健康支援	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦健診費用の助成や妊娠・出産などに関する相談、指導の充実を図ります。 	子育て応援課

【指標項目】

指標項目	R4年度現在値	R13年度目標値
乳がん検診の精検受診率	96.1%	100%
子宮がん検診の精検受診率	96.4%	100%

PICK UP 「プレコンセプションケアセミナー」

若い世代が将来のライフプランを考えて、日々の生活や健康と向き合うことは、次世代を担う子どもの健康にもつながるとして、近年注目されているヘルスケアです。

燕市では、令和5(2023)年から県内初の取組として、市内の高校に通う3年生を対象にセミナーを開催しています。



※²⁰ プレコンセプションケア: プレ(pre)は「～の前の」、コンセプション(conception)は「妊娠・受胎」のことで、妊娠を考え始める前の若い世代を対象に将来の妊娠のための健康管理を促す取組のことをいう。本人の健康寿命の延伸に加え、妊娠・出産を希望する女性の不妊症予防と健康な妊娠・出産、将来生まれてくる子どもの健康につながることを期待される。

基本方針に係る指標項目一覧

基本方針		指標項目	基準値 (年度)	目標値 (R13年度)
1	男女共同参画の意識づくり	1 「社会慣習(しきたり)について」平等になっていると思う人の割合	13.1% (R3年度)	20.0%
		2 「家庭生活の中で」平等になっていると思う人の割合	39.0% (R3年度)	45.0%
		3 「学校教育の中で」平等になっていると思う人の割合	51.7% (R3年度)	60.0%
2	男女共同参画の社会づくり	4 各種審議会などにおける女性委員の割合	32.5% (R4年度)	36.5%
		5 「地域社会の中で」平等になっていると思う人の割合	24.1% (R3年度)	30.0%
3	男女がともに働きやすい環境づくり	6 「職場の中で」平等になっていると思う人の割合	27.6% (R3年度)	35.0%
		7 家族経営協定の締結農家数	28戸 (R4年度)	34戸
		8 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の認知度(内容まで知っている)	19.1% (R3年度)	30.0%
		9 ハッピー・パートナー企業(新潟県男女共同参画推進企業)の登録数	103社 (R4年度)	160社
		10 つばめ子育て応援企業の登録数	53社 (R4年度)	110社
		11 男性の育児休業取得促進奨励金の交付人数(累計)	28人 (R4年度)	140人
		12 共働き夫婦の家事・育児・介護などの平均時間の格差	176分 [男性80分] [女性256分] (R3年度)	140分以内
4	男女がともに安全・安心に暮らせるまちづくり	13 DV被害経験がある人のうち、DV被害を相談した人の割合	31.0% (R3年度)	40.0%
		14 生活困窮支援事業相談件数(新型コロナ関連を除く)	62件 (R4年度)	80件
		15 乳がん検診の精検受診率	96.1% (R3年度)	100%
		16 子宮がん検診の精検受診率	96.4% (R3年度)	100%

第3章 計画の推進

計画の総合的な推進

第4次燕市男女共同参画推進プランに基づき、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するためには、市はもとより、市民一人ひとりの主体的な取組と、事業者、各種団体、関係機関との連携協力が必要です。そのためには、あらゆる場面において男女共同参画の視点を持つことが重要です。

市役所においても全庁的に取り組んでいくため、担当部課長で構成する「男女共同参画推進会議」を開催し、庁内の推進体制の充実を図ります。職員一人ひとりが男女共同参画の視点を持ち、事業を企画・実施し、そして市が率先して施策を推進します。

1 推進・進行管理体制の充実

男女共同参画社会の実現に向け、計画を総合的かつ効果的に推進していくための体制を充実します。

(1) 燕市男女共同参画推進審議会

市長の諮問に応じて男女共同参画の推進に関する重要事項について調査、審議を行うほか、計画の実施状況について報告を受け、必要に応じて市長に意見を述べます。

(2) 庁内体制

副市長を会長とし、関係各部課長で構成する、「燕市男女共同参画推進会議」を開催し、男女共同参画の施策を総合的かつ効果的に推進します。また、推進会議に庁内推進員を置き、実効性を確保します。

また、職員一人ひとりが男女共同参画の視点に立った事業を推進するため、男女共同参画について理解を深めるための情報提供や研修を行います。

2 市民、事業者、各種団体などとの連携、協働

市民や事業者、各種団体などとの連携を進め、協働により、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みます。

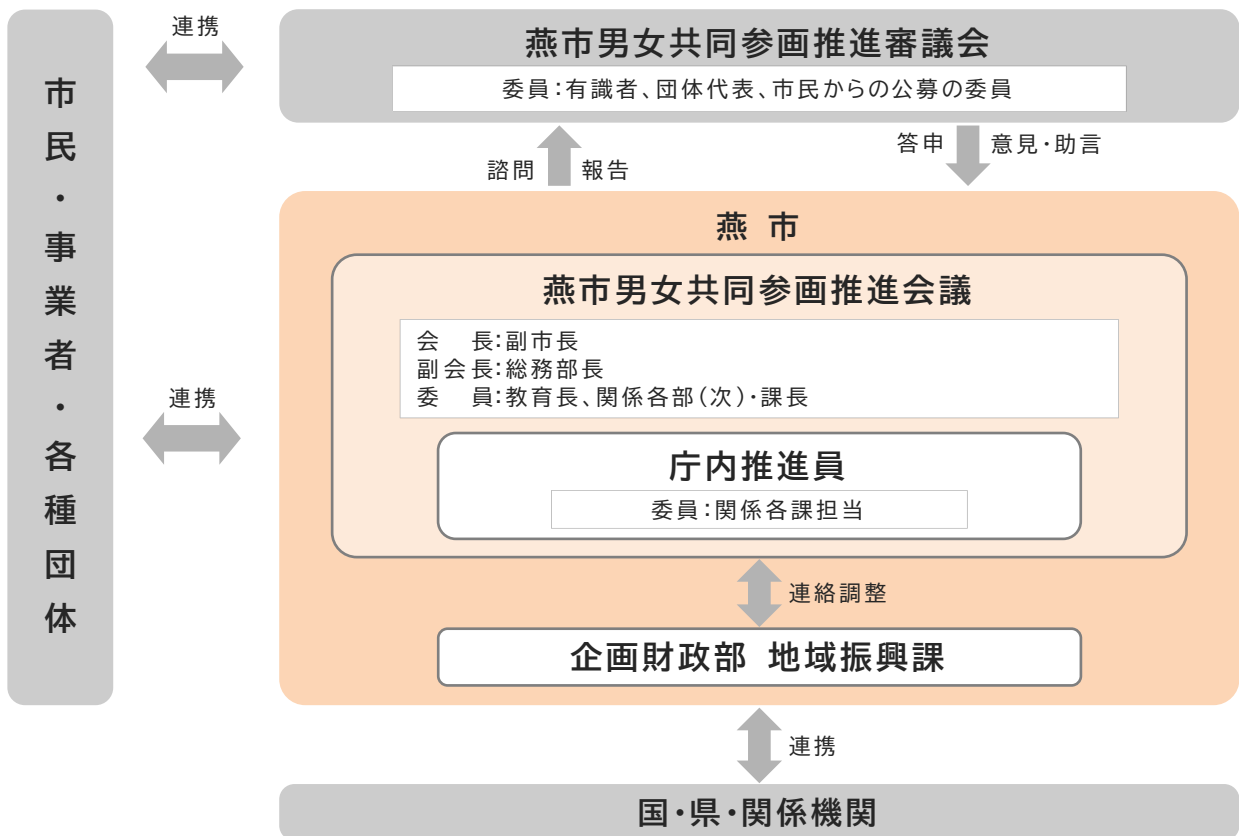
3 国・県および関係機関との連携

国・県および関係機関との連携を進め、協力しながら男女共同参画の推進を図ります。

4 計画の推進状況の調査と公表

計画の確実な推進のため、毎年度、計画の推進状況を確認・評価するとともに、男女共同参画推進審議会において審議、評価し、計画の進捗状況を公表します。

男女共同参画の推進体制



参考資料

第4次燕市男女共同参画推進プラン策定の経過	40
燕市男女共同参画推進審議会委員名簿	40
関係法令など	} ※略
燕市男女共同参画推進条例	
燕市男女共同参画推進会議設置要綱.....	
男女共同参画社会基本法	
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	
男女共同参画に関する国内外の動き(年表)	

第4次燕市男女共同参画推進プラン策定の経過

	期 日	会議名など	内 容
令和3年度	9月下旬 (書面開催)	第2回燕市男女共同参画推進会議	市民意識調査・事業所調査の実施について
	10月12日	第2回燕市男女共同参画推進審議会	市民意識調査・事業所調査の実施について
	10月28日 ～11月15日	市民意識調査の実施	市民2,000人対象
	11月15日 ～11月29日	事業所調査の実施	市内500事業所対象
	3月中旬 (書面開催)	第3回燕市男女共同参画推進会議	市民意識調査・事業所調査の結果について
	3月下旬 (書面開催)	第3回燕市男女共同参画推進審議会	市民意識調査・事業所調査の結果について
令和4年度	6月27日	第1回燕市男女共同参画推進会議	第4次プラン策定スケジュールについて
	7月6日	第1回燕市男女共同参画推進審議会	第4次プラン策定スケジュールについて
	10月21日	第2回燕市男女共同参画推進審議会	第4次プラン策定の考え方について
	2月16日	第3回燕市男女共同参画推進審議会	第4次プラン策定の考え方について
令和5年度	6月23日	第1回燕市男女共同参画推進会議	第4次プラン骨子案について
	7月13日	第1回燕市男女共同参画推進審議会	第4次プラン策定について(諮問) 第4次プラン骨子案について
	9月25日	第2回燕市男女共同参画推進会議	第4次プラン素案について
	10月12日	第2回燕市男女共同参画推進審議会	第4次プラン素案について
	12月6日 ～12月26日	パブリックコメントの実施	第4次プラン素案について
	2月●日	第3回燕市男女共同参画推進審議会	第4次プラン案について(答申)

燕市男女共同参画推進審議会委員名簿

氏 名	所属など	備 考
井上 智玄	ハッピー・パートナー企業	
坂井 真由美	ハッピー・パートナー企業	
信田 謙一郎	公募	
田中 勝美	人権擁護委員	副会長
鳥部 周司	ハッピー・パートナー企業	
秦 久美子	教育委員	
藤井 裕子	ハッピー・パートナー企業	
本間 伶子	つばめ生活学校	
柳 泰代	公募	
渡邊 洋子	新潟大学 教授	会長

令和5年4月1日現在
(五十音順、敬称略)